

# 令和6年度給食費一覧表(3・4・5歳児クラス)

給食費は無償化の対象外となり、1号認定は4,420円/月、2号認定は5,940円/月です。

ただし、給食費のうち主食費(ごはん・パン等)を除く副食費(1号はおかず代、2号はおかず代とおやつ代)は次表のとおり免除になる場合があります。

【1号認定】※8月分は徴収しません。

区分	小学校3年生までの子どもの中で	
	第1・2子	第3子以降
市町村民税の所得割額が 77,101円未満の世帯	700円/月 (主食費:700円/副食費:免除)	
市町村民税の所得割額が 77,101円以上の世帯	4,420円/月 (主食費:700円、副食費:3,720円)	

【2号認定】

区分	小学校就学前子どもの中で	
	第1・2子	第3子以降
市町村民税の所得割額が 64,000円未満の世帯	780円/月 (主食費:780円、副食費:免除)	
64,000円～ 83,000円 未満の世帯	保護者がひとり親手当受給 または障がい者のいる世帯	5,940円/月 (主食費:780円、副食費:5,160円)
	上記以外の世帯	
市町村民税の所得割額が 83,000円以上の世帯		

- 給食費については、実費を徴収する関係上、金額を変更することがあります。(表は令和6年度の予定額です。)
- 兄・姉が幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設通所部、障がい児通所支援事業所に行っている場合は、「幼稚園等の同時利用による保育料軽減申出書」を提出してください。
- 令和6年4月～8月は令和5年度、令和6年9月～令和7年3月は令和6年度の市町村民税額で決定します。修正申告等がありましたら、早めにご申告ください。
- 市町村民税額は配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等をする前の額となります。
- 市町村民税の所得割額については5月・6月頃に市町村が配布(特別徴収のかたは職場を通じて配布)する市民税・県民税の決定通知書又は課税証明書(控除額の記載があるもの)でご確認いただけます。修正申告等された場合は、最新のものとご確認ください。市民税が課税されていないかた、未申告のかたは通知がありません。